

リスト編制一覧（2026年2月14日更新）（1項から4項（1の2））

1項 武器								
(1)	銃砲若しくはこれに用いる銃砲弾（発光又は発煙のために用いるものを含む。）若しくはこれらの附属品又はこれらの部分品	(8)	ガス遠心分離機に用いられる周波数変換器又はその部分品	(24)	リチウム若しくはリチウム合金の地金若しくはくず若しくはリチウム化合物若しくはリチウム混合物又はこれらの半製品若しくは一次製品	(48)	トリチウムの製造、回収若しくは貯蔵に用いられる装置又はトリチウムの製造に用いられる装置の部分品	
		(9)	ニッケルの粉又はこれを用いて製造した多孔質金属	(25)	タングステン、タングステンの炭化物又はタングステン合金の一次製品（円筒形のもの、半球形のもの又はこれらを組み合わせたものに限る。）	(49)	水からトリチウムを回収するため又は重水を製造するための白金を用いた触媒	
		(10)	重水素若しくは重水素化合物の製造に用いられる装置又はその部分品若しくは附属装置	(26)	ジルコニウム若しくはジルコニウム合金の地金若しくはくず若しくはジルコニウム化合物又はこれらの半製品若しくは一次製品	(50)	ヘリウム3	
		(10の2)	三酸化ウラン、六ふっ化ウラン、二酸化ウラン、四ふっ化ウラン、金属ウラン、四塩化ウラン、二酸化プルトニウム、しゅう酸プルトニウム、過酸化プルトニウム、三ふっ化プルトニウム、四ふっ化プルトニウム若しくは金属プルトニウムの製造用の装置若しくはその附属装置又はこれらの部分品	(27)	ふっ素製造用の電解槽	(51)	レニウム、レニウム合金又はレニウムタングステン合金の一次製品	
		(3)	火薬類（爆発物を除く。）又は軍用燃料	(28)	ガス遠心分離機のロータの製造用若しくは組立用の装置又はその部分品	(52)	防爆構造の容器	
		(4)	火薬又は爆薬の安定剤	(29)	遠心力式約合試験機（一面約合試験機を除く。）	3項 化学兵器		
		(5)	指向性エネルギー兵器又はその部分品	(30)	フィラメントワインディング装置又はその部分品若しくは制御装置	(1)	軍用の化学製剤の原料となる物質又は軍用の化学製剤と同等の毒性を有する物質若しくはその原料となる物質として経済産業省令で定めるもの	
		(6)	運動エネルギー兵器（銃砲を除く。）若しくはその発射体又はこれらの部分品	(31)	ウランの同位元素の分離に用いられるガスレーザー発振器、固体レーザー発振器又は色素レーザー発振器	(2)	次に掲げる貨物であつて、軍用の化学製剤の製造に用いられる装置又はその部分品若しくは附属装置であるもののうち経済産業省令で定める仕様のもの 1. 反応器 2. 貯蔵容器 3. 熱交換器若しくは凝縮器又はこれらの部分品 4. 蒸留塔若しくは吸収塔又はこれらの部分品 5. 充てん用の機械 6. かくはん機又はその部分品 7. 弁又はその部分品 8. 多重管 9. ポンプ又はその部分品 10. 焼却装置 11. 空気中の物質を検知する装置又はその部分品	
		(7)	軍用車両若しくはその附属品若しくは軍用仮設構又はこれらの部分品	(32)	核燃料物質の分析に用いられる質量分析計又はイオン源			
		(8)	軍用船舶若しくはその船体若しくは附属品又はこれらの部分品	(33)	六ふっ化ウランに対して耐食性のある材料を用いた圧力計又はペローズ弁（3の項の中欄に掲げるものを除く。）			
		(9)	軍用航空機若しくはその附属品又はこれらの部分品	(34)	ソレノイドコイル形の超電導電磁石			
		(10)	防潜網若しくは雷雷防御網又は磁気機雷掃海用の浮磁性電らん	(35)	ウランの同位元素の分離用の装置に用いられる真空ポンプ（3の項の中欄に掲げるものを除く。）			
		(11)	装甲板、軍用ヘルメット若しくは防護衣又はこれらの部分品	(35の2)	スクロール型圧縮機又はスクロール型真空ポンプであつて、ペローズシールを用いたもの（（35）及び3の項の中欄に掲げるものを除く。）			
		(12)	軍用探照灯又はその制御装置	(36)	電圧又は電流の変動が少ない直流の電源装置			
		(13)	軍用の細菌製剤、化学製剤若しくは放射性製剤又はこれらの散布、防護、浄化、探知若しくは識別のための装置若しくはその部分品	(37)	電子加速器又はフラッシュ放電型のエックス線装置（4の項の中欄に掲げるものを除く。）			
		(13の2)	軍用の細菌製剤、化学製剤又は放射性製剤の浄化のために特に配合した化学物質の混合物	(38)	発射体を用いる衝撃試験機			
		(14)	軍用の化学製剤の探知若しくは識別のための生体高分子若しくはその製造に用いる細胞株又は軍用の化学製剤の浄化若しくは分解のための生体触媒若しくはその製造に必要な遺伝情報を含んでいるベクター、ウイルス若しくは細胞株	(39)	高速度の撮影が可能なカメラ又はその部分品			
(15)	軍用火薬類の製造設備若しくは試験装置又はこれらの部分品	(40)	流体の速度を測定するための干渉計、圧力測定器又は水晶圧電型圧力センサを用いた圧力変換器					
(16)	兵器の製造用に特に設計した装置若しくは試験装置又はこれらの部分品若しくは附属品	(41)	核兵器の起爆又はその試験に用いられる貨物であつて、次に掲げるもの 1. 3個以上の電極を有する陰極管 2. トリガー火花開けき 3. 高速度で大電流のスイッチングを行う機能を有する組立品 4. バルス用コンデンサ 5. バルス発生器 6. キセノンせん光ランプの発光装置 7. 雷管の部分品	(2)	次に掲げる貨物であつて、軍用の細菌製剤の開発、製造若しくは散布に用いられる装置又はその部分品であるもののうち経済産業省令で定める仕様のもの 1. 物理的封じ込めに用いられる装置 2. 発酵槽又はその部分品 3. 遠心分離機 4. クロスフロー過用の装置又はその部分品 5. 凍結乾燥器 5の2. 噴霧乾燥器 6. 物理的封じ込め施設において用いられる防護のための装置 7. 粒子状物質の吸入の試験用の装置 8. 噴霧器若しくは煙霧機又はこれらの部分品 9. 核融合又は核分裂と核融合を行うための装置 10. ペプチドの合成を行うための装置			
(17)	軍用人工衛星又はその部分品		核兵器の起爆用のアルファ線源に用いられる物質又はその原料となる物質（（1）に掲げるものを除く。）					
(1)	核燃料物質又は核原料物質		ほう素10					
(2)	原子炉若しくはその部分品若しくは附属装置又は原子炉用に設計した発電若しくは推進のための装置		核燃料物質の製造用の還元剤又は酸化剤として用いられる物質					
(3)	重水素又は重水素化合物	(21)	核燃料物質の製造用の還元剤又は酸化剤として用いられる物質	4項 ミサイル				
(4)	人造黒鉛（4の項の中欄に掲げるものを除く。）	(22)	アクチニドに対して耐食性のある材料を用いたろつぽ	(1)	ロケット又はその製造用の装置若しくは工具（型を含む。以下同じ。）若しくは試験装置若しくはこれらの部分品			
(5)	放射線を照射した核燃料物質若しくは核原料物質の分離用若しくは再生用に設計した装置又はその部分品若しくは制御装置	(23)	ハフニウム若しくはハフニウム合金の地金若しくはくず若しくはハフニウム化合物又はこれらの半製品若しくは一次製品	(1の2)	無人航空機又はその製造用の装置若しくは工具若しくは試験装置若しくはこれらの部分品			
(6)	リチウムの同位元素の分離用の装置又は核燃料物質の成型加工用の装置	(42)	隔壁バルス立上がり時間が短い光電子増倍管					
(7)	ウラン若しくはプルトニウムの同位元素の分離用の装置若しくはその附属装置又はこれらの部分品（（31）に掲げるものを除く。）	(43)	トリチウム又は重水素と重水素との核反応による静電加速型の中性子発生装置					
		(44)	放射線を遮はく防止のために用いられる遠隔操作のマニピュレーター					
		(45)	放射線を遮はくするように設計した窓又はその窓枠					
		(46)	放射線による影響を防止するように設計したテレビカメラ又はそのレンズ					
		(47)	トリチウム、トリチウム化合物又はトリチウム混合物					

リスト編制一覧（2026年2月14日更新）（4項(2)から7項(24)）

(2)	多段ロケットの各段、再突入機若しくはその部分品、誘導装置若しくは推力の方向を制御する装置又はこれらの製造用の装置若しくは工具若しくは試験装置若しくはこれらの部分品	(17)	ロケット用若しくは無人航空機用の飛行制御装置若しくは姿勢制御装置又はこれらの試験装置、校正装置若しくは心合わせ装置	(12)	冷媒用の液体であつて、パーフルオロポリアルキルエーテルトリアジンのモノマー、パーフルオロアリファティックエーテルのモノマー、パーフルオロアルキルアミン、パーフルオロシクロアルカン又はパーフルオロアルカンを主成分とするもの	(9)	絞りスピンニング加工機		
						(10)	積層造形用の装置又はその部分品		
(3)	推進装置であつて次に掲げるもの若しくはその部分品、モータケースのライニング若しくは断熱材若しくは多段ロケットの切離し装置若しくは段間継手又はこれらの製造用の装置若しくは工具若しくは試験装置若しくはこれらの部分品 1. ロケット推進装置 2. ターボジェットエンジン、ターボファンエンジン、ラムジェットエンジン、スクラムジェットエンジン、バルスジェットエンジン、デトネーションエンジン、複合サイクルエンジン又はターボプロップエンジン	(18)	アピオニクス装置又はその部分品	(13)	チタンのほう化物を用いて製造したセラミック粉末	(1)	7項 エレクトロニクス		
		(18の2)	ロケット又は無人航空機に使用することができる熱電池（1の項の中欄に掲げるものを除く。）				(2)	マイクロ波用機器若しくはその部分品又はミリ波用機器の部分品	
		(19)	航空機搭載用又は船舶搭載用の重力計又は重力勾配計	(14)	セラミックの複合材料であつて、その主たる構成物質がガラス、酸化物又はけい素、ジルコニウム若しくはほう素の炭化物若しくは窒化物であるもの		(3)	弾性波若しくは音響光学効果を利用する信号処理装置又はその部分品	
		(20)	ロケット又は無人航空機に使用することができる無線遠隔測定装置、無線遠隔制御装置又は追跡装置	(15)	ポリジオルガノシラン、ポリシラザン又はポリカルボシラザン		(4)	超電導材料を用いた装置	
		(21)	ロケット又は無人航空機に使用することができる無線遠隔測定装置、無線遠隔制御装置又は追跡装置	(16)	ビスマレイミド、芳香族ポリアミドイミド、芳香族ポリイミド、芳香族ポリエーテルイミド、ポリアリーレンクトン、ポリアリーレンスルフィド又はポリビフェニレンエーテルスルホン		(5)	超電導電磁石（2の項の中欄に掲げるものを除く。）	
		(22)	ロケット搭載用の電子計算機				(6)	一次セル、二次セル又は太陽電池セル	
		(23)	ロケット又は無人航空機に使用することができるアナログデジタル変換器	(17)	ふっ化ポリイミド又はふっ化ホスファゼン		(7)	高電圧用コンデンサ（2の項の中欄に掲げるものを除く。）	
(4)	しごきスピンニング加工機又はその部分品	(24)	振動試験装置若しくはその部分品又はロケット若しくは無人航空機の開発若しくは試験に用いることができる空気力学試験装置、燃焼試験装置、環境試験装置、電子加速器若しくはこれを用いた装置	(18)	有機繊維、炭素繊維、無機繊維若しくは(16)に掲げる貨物を用いた繊維若しくはこれらを使用したプリプレグ、プリフォーム若しくは成型品又はこれらの製造用の装置若しくはその部分品若しくは付属品（2、4及び15の項の中欄に掲げるものを除く。）	(8)	エンコーダ又はその部分品（4の項の中欄に掲げるものを除く。）		
(5)	推進薬の制御装置に用いられる貨物であつて、次に掲げるもの 1. サーボ弁 2. ポンプ 3. ガスタービン					(8の2)	バルス出力の切換えを行うサイリスターデバイス又はサイリスターモジュール		
(5の2)	(5) 2に掲げる貨物に使用することができる軸受	(24の2)	ロケット設計用の電子計算機	(18)	電力の制御又は電気信号の整流を行う半導体素子又は半導体モジュール	(8の3)	電気の制御又は電気信号の整流を行う半導体素子又は半導体モジュール		
(6)	推進薬又はその原料となる物質	(25)	音波（超音波を含む。以下同じ。）、電波若しくは光の反射若しくは放射を減少させる材料若しくは装置又はこれらの試験装置	(19)	ほう素若しくはその混合物、ほう素合金若しくはその混合物、硝酸グラニジン、ニトログラニジン又は五ふっ化よう素（2及び4の項の中欄に掲げるものを除く。）	(8の4)	電気光学効果を利用する光変調器		
(7)	(6)に掲げる貨物の製造用の装置若しくは工具若しくは試験装置又はこれらの部分品					(9)	サンプリングオシロスコープ		
(8)	連続式若しくはバッチ式の混合機（液体用のものを除く。）又はその部分品	(26)	ロケット又は無人航空機に使用することができる集積回路、探知装置又はレードーム	(20)	ほぼ等しい割合の複数の元素で構成された合金の粉又は耐火性のある金属の粉（二及び四の項の中欄に掲げるものを除く。）若しくはその合金の粉（二及び四の項の中欄並びに(五)に掲げるものを除く。）	(10)	アナログデジタル変換器（4の項の中欄に掲げるものを除く。）		
(9)	ジェットミル若しくは粉末状の金属の製造用の装置又はこれらの部分品	5項 先端素材				(10の2)	フィードバックプログラムブルロジックデバイスを組み込んだモジュール、組立品又は装置		
(10)	複合材料、繊維、プリプレグ若しくはプリフォームの製造用の装置又はその部分品若しくは付属品	(1)	ふっ素化合物の製品であつて、航空機又は人工衛星その他の宇宙開発用の飛しょう体を使用するように設計したものの	(11)	ほぼ等しい割合の複数の元素で構成された合金の粉又は耐火性のある金属の粉（二及び四の項の中欄に掲げるものを除く。）若しくはその合金の粉（二及び四の項の中欄並びに(五)に掲げるものを除く。）	(11)	デジタル方式の記録装置		
						(2)	削除	(12)	信号発生器
(11)	ノズルであつて、原料ガスの熱分解により生成する物質を基材に定着させるためのもの	(3)	芳香族ポリイミドの製品	6項 材料加工		(13)	周波数分析器		
		(4)	チタン、アルミニウム又はこれらの合金を超塑性成形又は拡散接合するための工具	(1)	軸受又はその部分品（4の項の中欄に掲げるものを除く。）	(14)	ネットワークアナライザー		
(12)	ロケット推進装置のノズル若しくは再突入機の先端部の製造用の装置又はその制御装置	(4)	チタン、アルミニウム又はこれらの合金を超塑性成形又は拡散接合するための工具	(2)	数値制御を行うことができる工作機械	(15)	原子周波数標準器		
(13)	アイソスタチックプレス又はその制御装置	(5)	ニッケル合金、チタン合金、ニオブ合金、アルミニウム合金若しくはマグネシウム合金若しくはこれらの粉又はこれらの製造用の装置若しくはその部分品若しくは付属品（2の項の中欄に掲げるものを除く）	(3)	歯車製造用の工作機械	(15の2)	スプレー冷却方式の熱制御装置		
(14)	炭素及び炭素繊維を用いた複合材料の炭素の密度を増加させるために設計した炉又はその制御装置	(5)	ニッケル合金、チタン合金、ニオブ合金、アルミニウム合金若しくはマグネシウム合金若しくはこれらの粉又はこれらの製造用の装置若しくはその部分品若しくは付属品（2の項の中欄に掲げるものを除く）	(4)	アイソスタチックプレス又はその部分品若しくは付属品（4の項の中欄に掲げるものを除く。）	(15の3)	極低温用に設計した冷却装置又はその部分品		
						(6)	金属磁性材料	(16)	半導体素子、集積回路若しくは半導体物質の製造用の装置若しくは試験装置又はこれらの部分品若しくは付属品
						(7)	ウランチタン合金又はタングステン合金（2の項の中欄に掲げるものを除く。）	(17)	マスク若しくはレチクル又はこれらの部分品若しくは付属品（10の項の中欄に掲げるものを除く。）
						(8)	超電導材料	(17の2)	マスクの製造に用いられる基材
						(9)	削除	(18)	半導体基板
						(10)	潤滑剤として使用することができる材料であつて、フェニレンエーテル、アルキルフェニレンエーテル、フェニレンチオエーテル若しくはアルキルフェニレンチオエーテル又はこれらの混合物を主成分とするもの	(19)	レジスト
						(11)	潤滑剤として使用することができる材料であつて、フェニレンエーテル、アルキルフェニレンエーテル、フェニレンチオエーテル若しくはアルキルフェニレンチオエーテル又はこれらの混合物を主成分とするもの	(20)	アルミニウム、ガリウム若しくはインジウムの有機金属化合物又は燐、砒素若しくはアンチモンの有機化合物
(16)	ロケット若しくは無人航空機に使用することができる装置であつて、次に掲げるもの若しくはその部分品又はこれらの製造用の装置若しくは工具、試験装置、校正装置若しくは心合わせ装置若しくはこれらの部分品 1. 加速度計 2. ジャイロスコープ 3. 1又は2に掲げる貨物を用いた装置 4. 航法装置 5. 磁気方位センサー	(10)	潤滑剤として使用することができる材料であつて、フェニレンエーテル、アルキルフェニレンエーテル、フェニレンチオエーテル若しくはアルキルフェニレンチオエーテル又はこれらの混合物を主成分とするもの	(6)	測定装置（工作機械であつて、測定装置として使用することができるものを含む。）であつて、次に掲げるもの又はその部分品 1. 電子計算機又は数値制御装置によって制御されるもの 2. 直線上の変位又は角度の変位を測定するためのもの 3. 表面粗さを測定することができるもの	(21)	燐、砒素又はアンチモンの水素化合物		
						(11)	振動防止用に使用することができる液体であつて、ジプロモテトラフルオロエタン、ポリクロロトリフルオロエチレン又はポリプロモトリフルオロエチレンを主成分とするもの	(22)	炭化けい素、窒化ガリウム、窒化アルミニウム、窒化アルミニウムガリウム、三酸化ニガリウム又はダイヤモンドの基板（(18)に掲げるものを除く。）又はインコット、パールその他のプリフォーム
								(7)	ロボットであつて、次に掲げるもの又はその部分品若しくは制御装置 1. 防塵構造のもの 2. 放射線による影響を防止するように設計したもの 3. 高い高度で使用することができるように設計したもの
						(8)	フィードバック装置、複合回転テーブル又は加工中に中心線の他の軸に対する角度を変更することができるスピンドル	(24)	シリコン又はゲルマニウムのふっ化物、水素化合物又は塩化物

リスト規制一覧（2026年2月14日更新）（7項(24)から15項）

(25)	シリコン、シリコンの酸化物、ゲルマニウム若しくはゲルマニウムの酸化物又はこれらの基盤(18)及び(23)に掲げるものを除く。若しくはインゴット、プールその他のプリフォーム	(7)	光学器械又は光学部品の制御装置	(2の2)	人工衛星その他の宇宙開発用の飛しょう体の制御又はその作動状態の監視のために必要な装置であつて、地上に設置されるもの	(7)	送信するパルス幅が100ナノ秒以下のレーダー又はその部分品
		(7の2)	非球面光学素子			(8)	潜水艇であつて、単独で航行できるもの(1の項の中欄に掲げるものを除く。)
8項 電子計算機		(8の2)	レーザ-光を利用して音声を探知する装置	(3)	ロケット推進装置又はその部分品	(8)	潜水艇であつて、単独で航行できるもの(1の項の中欄に掲げるものを除く。)
電子計算機若しくはその附属装置又はこれらの部分品(4の項の中欄に掲げるものを除く。)であつて、経済産業省令で定める仕様のもの		(9)	磁力計、水中電場センサー若しくは磁場勾配計若しくはこれらの校正装置又はこれらの部分品	(4)	無人航空機又はその部分品若しくは附属装置	(9)	排水量が1,000トン以上の船舶に使用することができる防音装置(1の項の中欄に掲げるものを除く。)
9項 通信		(9の2)	水中において磁場又は電場を検知する装置(磁力計又は水中電場センサーを組み込んだものに限る。)	(5)	(1)から(4)まで若しくは15の項(10)に掲げるものの試験装置、測定装置、検査装置、製造用の装置若しくは工具又はこれらの部分品	(10)	ラムジェットエンジン、スクラムジェットエンジン若しくは複合サイクルエンジン又はこれらの部分品(4の項の中欄に掲げるものを除く。)
10項 センサー		(10)	重力計又は重力勾配計(4の項の中欄に掲げるものを除く。)	14項 その他			
(1)	伝送通信装置又はその部分品若しくは附属品(15の項の中欄に掲げるものを除く。)	(11)	レーダー又はその部分品(4及び15の項の中欄に掲げるものを除く。)	(1)	粉末状の金属燃料(アルミニウムの粉を含み、4の項の中欄に掲げるものを除く。)であつて、経済産業省令で定める仕様のもの		
(2)	電子式交換装置	(11の2)	光センサーの製造用のマスク又はレチクル	(2)	火薬又は爆薬の主成分、添加剤又は前駆物質となる物質(4の項の中欄に掲げるものを除く。)であつて、経済産業省令で定めるもの		
(3)	通信用の光ファイバー	(12)	光の反射率の測定装置又はレンズ若しくは反射鏡の表面の形状の測定装置(非接触型のものに限る。)	(3)	非磁性材料を用いたディーゼルエンジン又はその部分品であつて、経済産業省令で定める仕様のもの		
(4)	削除	(13)	重力計の製造用の装置又は校正装置	(4)	削除		
(5)	フェーズドアレーアンテナ	(14)	光検出器その他の光学部品の材料となる物質又はレーザ-発振器用の結晶	(5)	自給式潜水用具又はその部分品であつて、経済産業省令で定める仕様のもの(12の項の中欄に掲げるものを除く。)		
(5の2)	監視用の方向探知機又はその部分品	11項 航法装置		(6)	航空機で輸送することができるように特に設計した土木機械又はその部分品		
(5の3)	無線通信傍受装置若しくは通信妨害装置若しくはこれらの作動を監視する装置又はこれらの部分品	(1)	加速度計又はその部分品	(7)	ロボット若しくはその制御装置又はこれらの部分品であつて、経済産業省令で定める仕様のもの(2、6及び12の項の中欄に掲げるものを除く。)		
(5の4)	電波その他の電磁波を発信することなく、電波その他の電磁波の干渉を観測することにより位置を探知することができる装置	(2)	ジャイロスコープ又はその部分品	(8)	削除		
(5の5)	インターネットを利用する方法による通信の内容を監視するための装置又はその部分品	(3)	慣性航法装置その他の慣性力を利用する装置	(9)	催涙剤若しくはくしゃみ剤(個人護身用のものを除く。)又はこれらの散布、防護、探知若しくは識別のための装置若しくはその部分品であつて、経済産業省令で定める仕様のもの		
(6)	(1)から(3)まで、若しくは(5)から(5の5)までに掲げる貨物の設計用の装置、製造用の装置、測定装置若しくは試験装置又はこれらの部分品若しくは附属品	(4)	ジャイロ天測航法装置、天体若しくは人工衛星の自動追跡により位置若しくは針路を測定することができる装置、衛星航法システムからの電波受信装置若しくはこれらの部分品又は航空機用の高度計	(10)	簡易爆発装置の除去その他の処理のための装置又はその部分品若しくは附属品であつて、経済産業省令で定める仕様のもの(15の項の中欄に掲げるものを除く。)		
(7)	暗号装置又はその部分品	(4の2)	水中ゾナー航法装置又はその部分品(10及び15の項の中欄に掲げるものを除く。)	(11)	爆発物を自動的に探知し、又は識別するように設計した電子式の装置であつて、経済産業省令で定める仕様のもの		
(8)	情報を伝達する信号の漏えいを防止するように設計した装置又はその部分品	(5)	(1)から(4の2)までに掲げるものの試験装置、校正装置、心合わせ装置又は製造用の装置	15項 機微品目			
(9)	削除	12項 海洋関連					
(10)	盗聴の検知機能を有する通信ケーブルシステム又はその部分品	(1)	潜水艇(1及び15の項の中欄に掲げるものを除く。)				
(11)	(7)、(8)若しくは(10)に掲げる貨物の設計用の装置、製造用の装置又は測定装置	(2)	船舶の部分品又は附属装置(1及び15の項の中欄に掲げるものを除く。)				
(1)	音波を利用した水中探知装置、船舶用の位置決定装置若しくは船舶用の対地速力の測定装置又はこれらの部分品(15の項の中欄に掲げるものを除く。)	(3)	水中から物体を回収するための装置	(1)	無機繊維又は5の項(16)に掲げる貨物を用いた繊維を使用した成型品		
(2)	光検出器若しくはその冷却器若しくは部分品又は光検出器を用いた装置(2及び15の項の中欄に掲げるものを除く。)	(4)	水中用の照明装置	(2)	電波若しくは赤外線吸収材又は導電性高分子(4の項の中欄に掲げるものを除く。)		
(3)	センサー用の光ファイバー(9の項の中欄に掲げるものを除く。)	(5)	水中用のロボット(2及び6の項の中欄に掲げるものを除く。)	(3)	核熱源物質(2項の中欄に掲げるものを除く。)		
(4)	電子式のカメラ又はその部分品(2の項の中欄に掲げるものを除く。)	(6)	大気から遮断された状態で使用することができる動力装置	(4)	チャネルの数が1,000を超えるデジタル制御方式の伝送通信装置又はその部分品若しくは附属品		
(5)	反射鏡	(7)	回流水槽	(4の2)	簡易爆発装置を事前に爆発させ、若しくはその爆発を防止するように設計した無線送信装置又はその附属装置		
(6)	光学部品であつて、セレン化亜鉛若しくは硫化亜鉛を用いたもの又は宇宙用に設計したものの	(8)	浮力材				
		(9)	閉鎖回路式又は半閉鎖回路式の自給式潜水用具				
		(10)	音波を利用して人の水中における活動を妨害する装置				
		13項 推進装置					
		(1)	ガスタービンエンジン又はその部分品	(5)	音波を利用した水中探知装置又はその部分品		
		(2)	人工衛星その他の宇宙開発用の飛しょう体又はその部分品	(6)	宇宙用に設計した光検出器		